

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

現状

(1) 地域の災害リスク

平内町は、東西を貫く国道4号、青い森鉄道線（旧・東北本線）の沿線付近に人口が集中する。小湊川の下流にある小湊周辺には町役場が置かれている。町の南部は山地になっている。

河川：小湊川、清水川（水源の森百選青垣の山）

山岳：烏帽子岳、水ヶ沢山、夜越山

洪水ハザードマップ

当町のハザードマップによると、①浅所、平川、福館、東和地区は、盛田川、小湊川が合流した汐立川の河川周辺で浸水深0.5m～3mが想定されている。

②西沼館、緑町、一勝田町、二勝田町地区は小湊川から距離があるため、一勝田町、二勝田町で浸水深0.5m未満が想定されている。

③盛田、一元町、二元町、川原町、新生町、寺町、本町、下町地区は、小湊川河川域に接する川原町が広範囲において浸水深0.5m～3mが想定され、二元町、本町、下町の一部も浸水深浸水深0.5m～3mが想定されている。盛田川河川域に接する盛田、新生町、一元町が広範囲において浸水深0.5m～3mが想定されている。

④藤沢、第二藤沢、一平中、二平中、赤坂台地区は、盛田川河川域は浸水深0.5m～3mが想定されているが住宅地とは地接していない。

⑤第一内童子、第二内童子地区は、小湊川河川域は浸水深0.5m～3mが想定され、住宅地は浸水深0.5mが想定されている。

⑥小豆沢、山口地区は、盛田川から距離があるため一部で浸水深0.5mが想定されている。

津波浸水想定図

当町の津波浸水想定図によると茂浦、浪打、土屋、浦田、稲生、夏泊崎、東田沢、白砂、東滝、浅所、清水川、口広、狩場沢地区の陸奥湾に接している海岸線は浸水深3m未満が想定されている。

土砂災害ハザードマップ

当町の土砂災害ハザードマップによると、27 地域において、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域となっている。

津波ハザードマップ

当町の津波ハザードマップによると、土屋・浪打地区、茂浦・浦田地区、稲生地区、東田沢地区、白砂地区、東滝・間木地区、浅所・東和地区、浜子地区、清水川・口広地区、狩場沢地区において海岸線における津波水位が1.1m～3.3m、浸水面積は1.7k㎡と想定されている。

感染症

新型インフルエンザや新型のウイルス感染症は数十年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナワクチン接種については、令和3年5月16日から集団接種が開始し、9月12日に2回目が終了。個別接種は令和3年9月28日から開始し10月22日に2回目が終了した。1、2回目のワクチン接種を希望する方々への接種は概ね完了した。令和3年12月現在、国の方針に基づき追加接種（3回目）の準備を進めている。ワクチン接種回数は1回、対象者は18歳以上の2回目接種を完了した者のうち、8か月以上経過した者。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 334 企業 ※令和 3 年 10 月 31 日現在
- ・小規模事業者数 301 企業 ※令和 3 年 10 月 31 日現在

内訳

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
商 工 業 者	建設業	69	63	町内に広く分散している
	製造業	35	26	町内海岸線に沿って分散している
	卸売業・小売業	110	100	町内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	39	39	町の中心分に比較的集中している
	サービス・その他	81	73	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 平内町の取組

- ・防災マニュアルの策定、防災情報の提供（町公式ホームページに掲載）
- ・地域防災計画、津波避難計画、青森圏域 5 市町村国土強靱化地域計画の策定（町公式ホームページに掲載）
- ・ハザードマップ（町公式ホームページに掲載）
- ・平内町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（町公式ホームページに掲載）
- ・定期的な防災訓練の実施
- ・防災計画に則り災害対策用備品の設置・備蓄

2) 平内町商工会の取組

- ・年 1 回の防災避難訓練
- ・災害時における防災キット等の備蓄
- ・マスク、消毒液、タオル等の衛生品の備蓄
- ・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険、東京海上日動火災保険(株)と連携したビジネス損害保険等への加入促進
- ・事業者 B C P に関する国の施策の周知

課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

目標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築する。
- ・発災後速やかに応急・復興支援策が行えるよう、また、感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年 4月 1日～ 令和9年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

本計画と当町地域防災計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時にハザードマップ等を使いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーの開催又は紹介、行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつどこで発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 事業継続計画を作成（令和3年度作成）

3) 関係団体等との連携

- ・ 提携先の青森県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣依頼をして、町内商工業者等を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しにくいことから、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等の策定状況の確認。
- ・ （仮称）平内町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害が発生したと想定し、当町との連絡手段の確認等を行う。
- ・ 訓練に先立ち、災害発生時の職員分担を決めておく。
- ・ 訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

2. 発災後の対策

自然災害等発生時は、自身・家族の安全確保、人命救助を第一とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災時に応急対策を開始するには、当会の事務局機能となる職員の確保や電力等のライフラインの確保が前提となる。当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、応急対策の実施可否を確認する。

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
(携帯電話・SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策特別設置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」がでた場合、当町における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策と方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた、地区内事業者へ支援を行うため応急対策の方針を決める。
- ・平内町地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1：会員等の被害状況調査

2：災害時における物価安定についての協力

3：災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力

4：被害状況に応じた相談・支援

5：事業者の事業再開・再建に向けての各種施策の情報提供、補助金等の申請支援
(被害規模の目安は以下を想定する)

大規模な被害がある	・地区内の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、状況の確認ができない。
被害がある	・地区内の事業所で、「一部屋根が剥がれる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

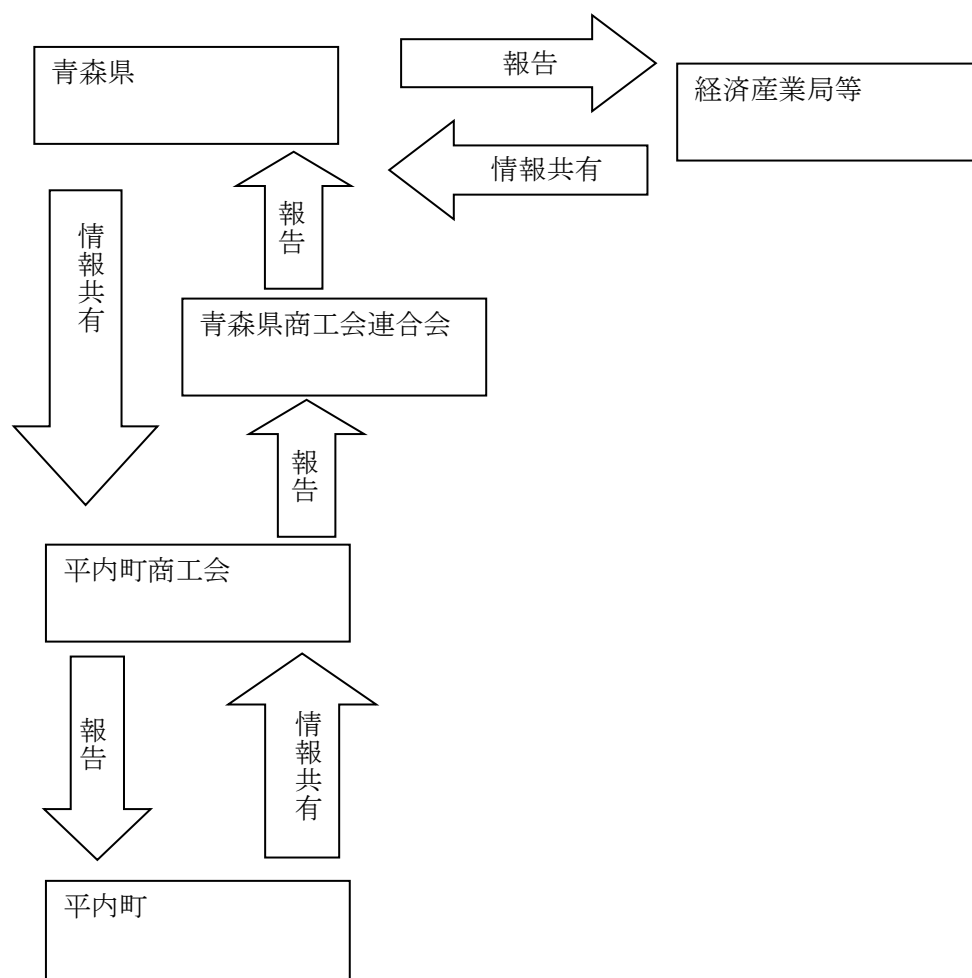
発災後からの期間	共有する頻度
発災後～1 週間	1 日に 2 回（朝・夕）共有する。
1 週間～1 カ月	1 日に 1 回（朝）共有する。
1 カ月～解除	4 日に 1 回（朝）共有する。

- ・平内町で策定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うと共に、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度について決めておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法により、青森県商工会連合会を経由して青森県へ報告する。なお被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行う。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。

(連絡体制図)



4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談し対応する。また、国・県が実施する支援施策に従い、依頼があった場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口の設置に当たっては、安全性が確認されたあと当町商工会館において実施する。現在地の当町商工会館が被災した場合、当町と相談し代替施設にて設置する。
- ・地区内の小規模事業者等の被害状況の詳細を把握・確認する。
- ・有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・災害発生後、事業継続に向けた諸課題を経営者と共有し、支援策・解決策を提言するなど事業者に寄り添った伴走型支援を実施する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、地区外からの応援派遣等を青森県及び青森県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他

- ・上記の内容に変更等が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和4年4月1日現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD; A[平内町商工会 事務局長] --- 連携 --- B[平内町 総務課長]; A --- C[平内町商工会（本部） 法定経営指導員]; B --- D[平内町 総務課防災担当]; C <--> 連携 連絡調整 E[平内町 水産商工観光課]; E <--> 確認 連携 F[平内町 総務課防災担当];</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 蛭名 政憲 経営指導員 最上 潤三 （連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 平内町商工会 〒039-3321 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 35-3 TEL：017-755-3254 FAX：017-755-3221 E-mail：hiranai@aomorishokoren.or.jp	
②関係市町村 平内町水産商工観光課 TEL：017-755-2118 FAX：017-755-2145 E-mail：suisan@town.hiranai.aomori.jp	
※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	60	60	60	60	60
セミナー開催費	60	60	60	60	60
チラシ等作成費	30	30	30	30	30
防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、各種補助金（町補助金・県補助金） 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。